

第342回広島県内水面漁場管理委員会（ウェブ会議）議事録

1 開催日時及び場所

日 時 令和3年9月9日（木）午後2時2分～午後3時24分

場 所 広島県内水面漁場管理委員会委員室，委員の勤務先事務所又は自宅等

2 開催告示月日及び招集者

告示月日 令和3年9月2日（木）

招 集 者 広島県内水面漁場管理委員会 会長 辻 駒 健 二

3 出席者

委員（7人） 辻駒健二，河合幸一郎，八谷輝行，山下頼信，小池勝，宮林豊，
中尾文治

県（5人）	農 林 水 産 局 水 産 課	課 長	木村 淳
	〃	主 査	小川 憲太
	西部農林水産事務所水産課	課 長	廣中 孝一
	西部農林水産事務所水産第二課	課 長	竹本 広司
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局（3人） 山根次長，中林主査，友井技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第6号議案 ウナギの採捕に係る委員会指示について

（ 結 果 ） 原案のとおり承認された。

(2) その他

・令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動結果について

6 議事の経過

午後2時2分，事務局の山根次長が第342回広島県内水面漁場管理委員会の開会を宣言し，委員総数10名に対し出席委員は7名で，本委員会が成立していることを報告した。

続いて，会長あいさつの後，議事録署名者に河合委員と宮林委員を指名し，議事に入った。

【第6号議案 ウナギの採捕に係る委員会指示について】

議長 それでは議事に入ります。第6号議案「ウナギの採捕に係る委員会指示について」を上程します。事務局から提案理由を説明してください。

山根次長 （提案の理由及び根拠規定を説明した。）

友井技師 （産卵のため河川から海に下るウナギの保護措置に係る委員会指示の内容（10月～翌3月採捕禁止）、ウナギをめぐる今日の状況と対策について、資料1-1、1-2により説明した。）

議長 ただいま事務局から説明がありました。
委員の皆様のご意見、御質問をお願いします。

宮林委員 実際に委員会指示の違反情報はあるのですか。実際どのくらい遵守されているのでしょうか。また、ウナギをよく獲られる方とはどのような方を想定されているのですか、遊漁者もおられるのですか。かなり周知をされていて、みんな認識されて守っているというのが県の認識でしょうか。

山根次長 委員会指示が守られているかという御質問ですが、その情報は入っておりません。対象はすべての方で、遊漁の方も獲られます。委員会指示を出すにあたって漁協の御意見を聞きましたが、漁協の方も実際にこの時期に獲られているという実態がありました。組合員も取り組むということでも何とか出すことになったという経緯がございます。実際に遊漁者から県水産課の方に獲っていいかという問い合わせもあり、遊漁者もこの時期に獲っているため、当然対象になってきます。10月からとってはいけないということについては、釣具屋等にポスターを送って周知を図り、県のツイッターやフェイスブックで発信してなるべく知ってもらえるように努力をしています。

小池委員 いいですか。例えば、安芸郡海田町の川、瀬野川ですよね、あそこには漁業権がないからいいのではないかという認識の人もあるんですよ。漁業権がなくてもいけないのですが、良く知らない人も多い。小さい頃から獲っているから、獲ってもいいんだという認識の人結構見受けられました。

山根次長 そういう方々にもなるべく知っていただくように、周知の工夫をしたいと思っています。

河合委員 委員会指示には異論はないのですが、天然のシラスウナギが河川に入ってくる量、そういう資源量については、私たちは手を出せないですよね。とくに日本にうまく近づいてきていても、途中で台湾、中国、北朝鮮が獲るということはどうにもできません。突き詰めると、下りウナギの資源量を回復、増殖できる唯一の手立ては、川に上ってくる個体の生き残りを上げる、成長を促進する、外敵からの捕食を下げる、それぐらいしかないですよね。資料21ページ目で、石倉増殖はたしかに良く見えます。実際にモニタリング等の調査などで、結構利用しているというデータがある

と思いますが、だいぶ昔の私が川から100mくらいの所に住んでいた時の経験でいうと、このような人工物も効果がありますが、元々は川の規模に関わらず、川岸から垂れている草とか小さい木などがあると、昔は護岸がされていない自然の岸ですので、木の根が張り出していい住み処になっていました。そういう川岸の植生には、21ページの図にもありますように、エビ類がたくさんいますので、その効果は成育場所、隠れ場所、餌の確保のどれを考えてもすごく大きく、もしかしたら石倉よりも大きいと思うのですが、そのような川岸の住み処に対して国全体、広島県で改善する取り組みはされているのでしょうか。

友井技師 先ほどの説明では詳しく説明できていないのですが、22ページに、環境省、国土交通省の河川環境の保全・再生事業を載せております。

河合委員 ただこれを見ると、瀬や淵の事業やワンドや河川の連続性などがありますが、いわゆる川岸のたくさんあった草や木はここには出てこないですね。これも保護、造成、再生すると、効果があると思うのですが。実際に高知の漁業権がない川で昔、遊びでやってみたのですが、すごく効果的だなと思いました。そういう取り組みも必要ではないかと思います。以上です。

山根次長 資料1-1の委員会指示案の期間で1つ間違いがあるので訂正いたします。先ほど友井の方から指示の期間の開始日は県報掲載日になると御説明しましたが、これは県報の掲載日に関わらず、現在の指示の期間が9月30日までになっておりますので、それを継続するというので、10月1日から令和4年3月31日ということになります。間違っておりました、申し訳ございませんでした。

友井技師 訂正して県報に載せるようにいたします。申し訳ございません。

議長 では私の方から。資料は令和3年の4月に水産庁が出しているということで、17ページで広島県は1月から3月と書かれていますよね。訂正をしていないままで現在まで至っているんですかね。

友井技師 訂正の連絡をさせていただいてはいるのですが、それが反映されていない資料になっております。申し訳ございません。再度連絡をしておきます。

議長 うちだけが委員会指示が間違っているのは、しっかり直さないといけません。違反があるのかということですが、うちのところでも下りウナギかどうかが定かではありませんでしたが、地域の皆さんが警察に言って、警察からこちらへきて、被害届を出さないと発動してもということで、せっかく通報してくれたのだから、警察の方から遊漁料は払ってウナギの採捕はしなさいと言ったと、過去にはそんな話があります。インターネットで水産庁から出している資料1-2は、県内の21組合へ情報を出して、組合、組合員さんを含めてこれを確認していただくことをした方がいいと思います。

山根次長 資料1-2は水産庁のホームページからとったものですが、組合の方でご覧にな

っていただいているか分かりませんので、この度委員会指示が発出されたときに委員会指示の内容を通知しますので、それに合わせて資料を送付させていただきます。

議 長 そういう情報提供をしながら下りウナギを保護するという動きを作っていないといけません。確かに生活をされている方等に言っても、なんでだと言われますが、資源も守っていないとやっていかれなくなりますと言っていますので、よろしくをお願いします。

議 長 他に、御意見、御質問はありませんか。ないようですので、第6号議案については、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということですので、第6号議案「ウナギの採捕に係る委員会指示について」は、原案のとおり承認します。

【その他 令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動結果について】

議 長 それでは、その他に移ります。まず「令和3年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動結果について」を事務局から説明してください。

山根次長 (資料2により、令和3年度提案行動結果を説明した。)

議 長 令和3年度の委員会の開催予定について、御意見等はございませんか。

全 委 員 (意見なし)

議 長 冒頭のあいさつでも言わせていただいたように、初めてのウェブ会議ということで、事務局も委員さんのところへ行って、色々連携をとってくれました。私が県庁に行けばよかったのですが、わざわざお越しいただいたので、今会議をやっているわけです。東京の方へは2年くらい行っていませんが、行きが5、6時間かかりますので、ウェブ会議はいいなと思っております。しかしそれよりもコロナが早く収束することを願わなくてははいけません。

それでは以上をもちまして、本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。委員の皆様から何かありますでしょうか。今年も河川で大きな被害が出て、そのあたりの情報があれば出していただければと思いますが、どうですか。

全 委 員 (意見なし)

議 長 県、事務局からは何かありますか。

山根次長 次回の委員会は10月中旬を予定しております。内容は、コイヘルペスウイルス病に関する委員会指示の発動になります。開催方法につきましては、委員会というもの、皆様が県庁へ集まっていただいて諮っていただくということが基本ですが、こういう状況ですので、コロナウイルスの蔓延状況を見ながら、どのような形にするのかを事前に御連絡いたします。

議 長 それではこれもちまして、第342回広島県内水面漁場管理委員会を終了します。
ありがとうございました。

(午後 3 時24分 閉会)